証券コード　7524
2023年６月９日

株　主　各　位

大阪市阿倍野区阪南町２丁目20番14号
マルシェ株式会社
取締役社長　　加　藤　洋　嗣

# 第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに「第51回定時株主総会招集ご通知」及び「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

＜当社ウェブサイト＞

https://www.marche.co.jp/corporate/ir_information/general_meeting_information.html

又、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

＜東京証券取引所ウェブサイト＞

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

**尚、書面によって議決権を行使される場合は、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年６月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。**

敬具

記

１．日　　時　　2023年６月24日（土曜日）午前10時30分
（受付開始時刻　午前９時30分）

２．場　　所　　大阪市中央区北浜東３－14
エル・おおさか
本館５階　視聴覚室
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項　第51期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　第三者割当によるＡ種種類株式発行の件

第３号議案　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

第４号議案　取締役４名選任の件

第５号議案　監査役２名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

（１）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」にしたがいまして、当該書面に記載している計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

（２）議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以　上

当日株主総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。又、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

**当日ご出席の株主の皆様へのお土産の配布は、予定しておりません。**

# 事　業　報　告

（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

## １．会社の現況に関する事項

（１）当期の経営成績の概況

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化しつつも経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直しの動きがみられました。一方で世界的なエネルギー価格の高騰や物価上昇に加え、為替の急激な変動等により依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、経済活動の緩やかな持ち直しに伴い、需要回復の兆しがみられるものの、原材料価格の高騰、人件費や光熱費の上昇等の影響を受け、厳しい経営局面が続いております。2023年３月にはマスクの着用が個人の判断に委ねられるなど、新型コロナウイルス感染症の影響は軽減されつつありますが、一方で、人手不足や食材費等の高騰は激化しており、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況の中、当社は営業活動におけるキーワード「人・美味しさ・楽しさ」に「かわる」を加え、事業運営を行ってまいりました。2022年秋のメニュー改訂時に「高品質メニューの販売」を開始する等、店舗販売価格の改定を行うことで客単価の向上を図ると共に、継続した顧客開拓をすべく、八剣伝業態においてはテイクアウト販売「街の焼鳥屋さん」の併設と餃子食堂マルケンでのランチ営業とテイクアウトやデリバリー販売を推進し、新たな顧客層の獲得に取組んでまいりました。

このような取組みを行ってまいりましたが、当事業年度における経営成績は、売上高は46億14百万円（前年同期比75.6％増）、営業損失は３億88百万円（前年同期は営業損失12億33百万円）、経常損失は３億71百万円（前年同期は経常損失２億46百万円）、当期純損失は５億90百万円（前年同期は当期純損失３億23百万円）となりました。

【当事業年度の概況】

| | 前事業年度<br>(自 2021年４月１日<br>至 2022年３月31日) | 当事業年度<br>(自 2022年４月１日<br>至 2023年３月31日) | 前年同期比 | |
|---|---|---|---|---|
| | | | 増　減 | 増減率<br>(%) |
| 売　　上　　高(百万円) | 2,628 | 4,614 | 1,986 | 75.6 |
| 営業損失(△損失)(百万円) | △1,233 | △388 | 845 | － |
| 経常損失(△損失)(百万円) | △246 | △371 | △125 | － |
| 当期純損失(△損失)(百万円) | △323 | △590 | △266 | － |
| １株当たり当期純損失(△損失) | △40円31銭 | △73円52銭 | △33円21銭 | － |

【売上高の状況】

（単位：千円）

| | 前事業年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日） | 構成比 | 当事業年度（自 2022年４月１日 至 2023年３月31日） | 構成比 | 増減 | 増減率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 《料飲部門》 | | % | | % | | % |
| 酔虎伝 | 113,731 | 4.3 | 254,070 | 5.5 | 140,339 | 123.4 |
| 八剣伝 | 847,345 | 32.2 | 1,414,546 | 30.7 | 567,201 | 66.9 |
| 居心伝 | 46,261 | 1.8 | 113,256 | 2.5 | 66,995 | 144.8 |
| その他 | 703,651 | 26.7 | 1,346,072 | 29.1 | 642,421 | 91.3 |
| 串まん | 11,493 | 0.4 | 23,247 | 0.5 | 11,754 | 102.3 |
| 八右衛門 | 65,616 | 2.5 | 116,016 | 2.5 | 50,400 | 76.8 |
| 焼そばセンター | 76,980 | 2.9 | 124,188 | 2.7 | 47,207 | 61.3 |
| マルケン | 422,596 | 16.0 | 901,046 | 19.5 | 478,450 | 113.2 |
| その他 | 126,964 | 4.8 | 181,573 | 3.9 | 54,609 | 43.0 |
| 料飲売上高 | 1,710,988 | 65.0 | 3,127,945 | 67.8 | 1,416,957 | 82.8 |
| 《ＦＣ部門》 | | | | | | |
| ロイヤリティ等売上計 | 208,722 | 7.9 | 359,409 | 7.8 | 150,686 | 72.2 |
| 《商品部門》 | | | | | | |
| 食材等販売 | 640,810 | 24.4 | 1,040,857 | 22.6 | 400,046 | 62.4 |
| 酒類等販売 | 30,874 | 1.2 | 6,630 | 0.1 | △24,243 | △78.5 |
| 食材、酒類等販売売上高 | 671,685 | 25.6 | 1,047,487 | 22.7 | 375,802 | 55.9 |
| その他部門売上高 | 36,914 | 1.5 | 80,116 | 1.7 | 43,202 | 117.0 |
| 合計 | 2,628,310 | 100.0 | 4,614,959 | 100.0 | 1,986,648 | 75.6 |

① 料飲部門の販売の状況

料飲部門全体の売上高は、31億27百万円、前年同期比82.8%の増となりました。直営店における全店及び既存店の売上高、客数及び客単価の前年同期比は、以下のとおりとなります。

| | 全　　店 | | | 既　存　店 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 売上高 | 客　数 | 客単価 | 売上高 | 客　数 | 客単価 |
| 酔虎伝 | 223.4% | 192.8% | 115.9% | 211.0% | 174.8% | 120.7% |
| 八剣伝 | 166.9% | 140.6% | 118.7% | 169.9% | 142.4% | 119.3% |
| 居心伝 | 244.8% | 248.8% | 98.4% | 284.6% | 289.0% | 98.5% |
| その他 | 191.3% | 213.2% | 111.4% | 192.5% | 170.1% | 113.2% |
| 合　計 | 182.8% | 160.0% | 114.2% | 184.3% | 159.3% | 115.7% |

（注）既存店とは、オープン月を含め13ヶ月以上営業している店舗であります。

② ＦＣ部門の販売の状況

ＦＣ部門の売上は、ＦＣ店からのロイヤリティ収入と販促物その他の販売等で、売上高は３億59百万円、前年同期比72.2%の増となりました。

その主な内訳は、ロイヤリティ収入が３億10百万円で前年同期比87.3%の増、加盟料収入は15百万円で前年同期比1.9%の減、販促物その他売上高が34百万円で前年同期比23.6%の増でありました。

③ 商品部門の販売の状況

商品部門の売上は、ＦＣ店及びサプライヤーに対する食材、酒類等の販売であり、売上高は10億47百万円で前年同期比55.9%の増となりました。

その主な内訳は、食材等の販売は10億40百万円で前年同期比62.4%の増、酒類等の販売は６百万円で前年同期比78.5%の減でありました。

④ その他部門の販売の状況

その他部門売上高は80百万円で前年同期比117.0%の増となりました。

【業態別出退店の状況】

直営店及びＦＣ店を合わせた当社グループ全店の店舗数は308店で、前期末店舗数比較で42店減少となりました。期間中の新規出店は７店、退店は49店でありました。

| | | 前事業年度（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日） | | | | | 当事業年度（自 2022年４月１日 至 2023年３月31日） | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 期首店舗数 | 出店数 | 退店数 | 期末店舗数 | 増減数 | 期首店舗数 | 出店数 | 退店数 | 期末店舗数 | 増減数 |
| 直営店 | 酔虎伝 | 5 | 3 | － | 8 | 3 | 8 | － | 3 | 5 | △3 |
| | 八剣伝 | 49 | 1 | 1 | 49 | － | 49 | － | 9 | 40 | △9 |
| | 居心伝 | 6 | － | 1 | 5 | △1 | 5 | － | 3 | 2 | △3 |
| | 串まん | 1 | － | － | 1 | － | 1 | － | － | 1 | － |
| | 八右衛門 | 4 | － | － | 4 | － | 4 | － | 1 | 3 | △1 |
| | 焼そばセンター | 7 | － | 3 | 4 | △3 | 4 | － | 2 | 2 | △2 |
| | マルケン | 25 | 4 | 1 | 28 | 3 | 28 | － | 4 | 24 | △4 |
| | その他 | 4 | 2 | － | 6 | 2 | 6 | － | 2 | 4 | △2 |
| 小計 | | 101 | 10 | 6 | 105 | 4 | 105 | － | 24 | 81 | △24 |
| ＦＣ店 | 酔虎伝 | 10 | － | － | 10 | － | 10 | － | 1 | 9 | △1 |
| | 八剣伝 | 228 | 2 | 15 | 215 | △13 | 215 | 4 | 21 | 198 | △17 |
| | 居心伝 | 7 | 1 | 2 | 6 | △1 | 6 | 2 | 1 | 7 | 1 |
| | その他 | 16 | － | 2 | 14 | △2 | 14 | 1 | 2 | 13 | △1 |
| 小計 | | 261 | 3 | 19 | 245 | △16 | 245 | 7 | 25 | 227 | △18 |
| 合計 | | 362 | 13 | 25 | 350 | △12 | 350 | 7 | 49 | 308 | △42 |

※ＦＣ店には、商標使用許諾契約店舗を含んでおります。

【直営店の出店及び退店の内訳】

直営店の退店は完全退店が13店、ＦＣ店への譲渡が５店、社員独立が６店で計24店でありました。

| | 出店 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 新規出店 | ＦＣ店からの譲受 | 業態変更 | 計 |
| 酔虎伝 | － | － | － | － |
| 八剣伝 | － | － | － | － |
| 居心伝 | － | － | － | － |
| その他 | － | － | － | － |
| 計 | － | － | － | － |

| | 退店 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 完全退店 | ＦＣ店への譲渡 | 社員独立 | 業態変更 | 計 |
| 酔虎伝 | 3 | － | － | － | 3 |
| 八剣伝 | 4 | 3 | 2 | － | 9 |
| 居心伝 | 1 | 1 | 1 | － | 3 |
| その他 | 5 | 1 | 3 | － | 9 |
| 計 | 13 | 5 | 6 | － | 24 |

【ＦＣ店の出店及び退店の内訳】

ＦＣ店の出店は新規出店が１店、直営店からの譲受が４店、社員独立が２店で計７店でありました。退店は完全退店が25店でありました。

| | 出店 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 新規出店 | 直営店からの譲受 | 社員独立 | 業態変更 | 計 |
| 酔虎伝 | － | － | － | － | － |
| 八剣伝 | 1 | 2 | 1 | － | 4 |
| 居心伝 | － | 1 | 1 | － | 2 |
| その他 | － | 1 | － | － | 1 |
| 計 | 1 | 4 | 2 | － | 7 |

| | 退店 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 完全退店 | 直営店への譲渡 | 業態変更 | 計 |
| 酔虎伝 | 1 | － | － | 1 |
| 八剣伝 | 21 | － | － | 21 |
| 居心伝 | 1 | － | － | 1 |
| その他 | 2 | － | － | 2 |
| 計 | 25 | － | － | 25 |

### （２）資金調達等についての状況

①　資金調達

当期においては、新型コロナウイルス感染症の影響に備え、手許資金の強化・確保を目的として、取引先金融機関より借り入れていた短期借入金18億円について、同額の借換を行いました。

【キャッシュ・フローの状況に関する分析】

（単位：百万円）

| 項　　目 | 第50期<br>（2022年３月期） | 第51期<br>（2023年３月期） |
|---|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | △158 | 50 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 34 | △70 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 174 | △50 |
| 現金及び現金同等物の増減額 | 51 | △69 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 2,388 | 2,319 |

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、営業活動によるキャッシュ・フローが50百万円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが70百万円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが50百万円の支出となったことにより、前事業年度末と比べて69百万円減少し、23億19百万円となりました。

②　設備投資

当社における当事業年度の設備投資は、直営店の設備等の入替を行い、設備投資額は18百万円となりました。

（単位：百万円）

| 内　　訳 | 金　額 |
|---|---|
| 店舗・事務所設備 | 18 |
| 入居保証金等 | 0 |
| 合　　計 | 18 |

### （３）財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第48期<br>(2020年３月期) | 第49期<br>(2021年３月期) | 第50期<br>(2022年３月期) | 第51期<br>(当事業年度)<br>(2023年３月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | 8,362 | 3,868 | 2,628 | 4,614 |
| 経常損失(△損失)(百万円) | △89 | △738 | △246 | △371 |
| 当期純損失(△損失)(百万円) | △361 | △1,470 | △323 | △590 |
| 1株当たり当期純損失(△損失)　(円) | △45.02 | △183.11 | △40.31 | △73.52 |
| 総資産(百万円) | 4,213 | 4,563 | 4,030 | 3,648 |
| 純資産(百万円) | 2,467 | 1,000 | 650 | 62 |

## （４）対処すべき課題

当社は、中期ビジョンとして「人・美味しさ・楽しさをモットーに、地域社会にあってよかったと思っていただけるユニークなＦＣ外食企業を目指す」と再定義し、当社の行動指針「活気・味・真心」の実践を浸透させることで、中期ビジョンの実現に取組んでまいります。又、当社は、以下を「対処すべき課題」と考え行動いたします。

### ①　新型コロナウイルス感染症の財務面への対応

当社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外食需要の低迷がございました2022年３月期に比べ2023年３月期において売上高は回復してまいりましたが、感染拡大前である2019年の水準に比して著しく減少したことにより、継続して重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を前期に引続き計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、当社の当事業年度末の現金及び預金の残高は23億19百万円であり、複数の金融機関から総額21億円の資金調達を実施した後も継続した借入により当面の資金を確保しており、重要な資金繰りの懸念はありません。従って、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

尚、新型コロナウイルス感染拡大による生活様式の変容による消費ニーズの変化がもたらす影響を鑑みると、自己資本の増強及び財務基盤の安定化は重要な課題であると認識しており、資本性のある資金を調達することが必要であるとの考えから、本株主総会におきまして、定款一部変更、第三者割当によるＡ種種類株式発行、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を付議いたしました。

### ②　既存直営店の収益力向上とＦＣ事業の強化

原材料費が高騰していく中、「本物をおいしくちゃんとやる」を掲げ、商品のおいしさを追求した上で、提供する商品の付加価値を高め、お客様単価の向上による粗利益の確保を努めると共に、物流体系の見直しを図ることによる、配送コストの適正化、モバイルオーダーシステム導入による生産性の向上に努めることで、収益力の向上を図ってまいります。又、ＦＣ店への積極的な支援活動を実践すべく、ＦＣ店向けの教育体制の見直しを行うことと併せ、テイクアウト窓口を備えた「街の焼鳥屋さん」の併設などを推進していくことで、ＦＣ事業の強化を図ってまいります。

③　新業態パッケージの創出

将来のＦＣパッケージの開発を目的とした取組みとして、新たな焼鳥業態の開発や当社主要業態である「八剣伝」「餃子食堂マルケン」ブランドの刷新を推進し、2025年３月期以降に向けた出店準備を行ってまいります。

④　人財育成による組織力の向上

従業員一人一人の成長が店舗の成長となり、ひいてはそれが会社組織全体の向上に繋がると考えております。そのために、従業員への教育・研修を社内研修だけに留めず、多くの講義を受けることができる社外研修も積極的に参加することで、更なる個々の成長に繋げてまいります。又、次期幹部候補生を育成する「リーダー勉強会」や将来のＦＣオーナーを育成する「経営者育成塾」を開催してまいります。加えて、人事評価制度や表彰制度の見直しを図ることで、従業員が活き活きと働ける環境づくりに努めてまいります。

⑤　ＳＤＧｓへの取組み

ダイバーシティマネジメントの取組みの一環として、外国人材の積極的な雇用促進や、女性が活躍できる職場環境の整備を進める等、持続可能な企業体制づくりへと取組んでまいります。又、持続可能な開発目標の実現に向けて、「八剣伝」では、国産種鶏・飼育米給餌・鶏糞リサイクルにより、持続可能性に配慮した鶏肉の特色ＪＡＳ認証を受けた「純和鶏」を用いた商品を販売しております。加えて、ペットボトルキャップを回収し、資源の再利用・売却を行い、その寄付金で開発途上国にワクチンを贈るエコキャップ運動にも取組んでおります。

⑥　構造改革による管理コストの見直し及びコーポレートガバナンスの強化

小売店との垣根を越えた競合による競争が更に激しくなっていくことに加え、原材料価格や光熱費などのコスト上昇影響は、今後も継続すると見込んでおり、引続き、適正な経費コントロールや業務に関する機能を本社に集約させることで管理コスト低減に取組んでまいります。又、可能な限りコーポレートガバナンス・コードを意識した透明性の高いガバナンス体制の構築を推し進めていくことにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

### （５）主要な事業内容

当社は居酒屋チェーン（フランチャイズ事業を含む）を中心に展開する外食事業を主な事業としております。

| 事業部門の名称 | | 事　業　内　容 |
|---|---|---|
| 料飲部門 | | |
| | 酔虎伝 | なにわの大衆居酒屋として関西の食材を中心とするメニュー構成と大衆価格による料飲の提供 |
| | 八剣伝 | 炭火串焼きを中心とした地域に密着した居酒屋による料飲の提供 |
| | 居心伝 | “低価格の鉄板居酒屋”をテーマに、少量多種メニューによる料飲の提供 |
| | マルケン | 店内手仕込みの自家製餃子の他、中華料理を中心とする食事メニューも充実した低価格による料飲の提供 |
| | その他 | 上記以外の業態 |
| ＦＣ部門 | | ＦＣ店に対する経営指導及びロイヤリティ等の受取 |
| 商品部門 | | 直営店及びサプライヤーを通してＦＣ店に酒類・食材を供給 |
| その他部門 | | 管理部門<br>ＦＣ店への設備の販売等 |

## （６）主要な事業所及び使用人の状況

①　本社及び支店等（2023年３月31日現在）

| 名　　称 | 所　在　地 |
|---|---|
| 本　　社 | 大阪市阿倍野区 |
| 関東営業部 | 東京都世田谷区 |
| 名古屋支店 | 名古屋市西区 |
| 岡山支店 | 岡山市北区 |
| 広島営業部 | 広島市西区 |

②　直営店舗（2023年３月31日現在）

| 所在地 | 店舗数 | 所在地 | 店舗数 |
|---|---|---|---|
| 宮城県 | 3 | 兵庫県 | 14 |
| 東京都 | 6 | 岡山県 | 7 |
| 埼玉県 | 2 | 愛媛県 | 1 |
| 千葉県 | 1 | 広島県 | 4 |
| 愛知県 | 5 | 福岡県 | 2 |
| 京都府 | 2 | 熊本県 | 2 |
| 大阪府 | 32 | 合　　計 | 81 |

③　使用人の状況（2023年３月31日現在）

| 区　　分 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|---|
| 男　　性 | 117名 | 22名減 | 43歳　８ヶ月 | 13年　３ヶ月 |
| 女　　性 | 30名 | ２名減 | 40歳　７ヶ月 | 14年　６ヶ月 |

（注）　臨時使用人を含む使用人数は、926名（前事業年度末比　82名減）となります。

## （７）主要な借入先及び借入額（2023年３月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社　三井住友銀行 | 500,000千円 |
| 株式会社　三菱ＵＦＪ銀行 | 500,000千円 |
| 株式会社　みずほ銀行 | 500,000千円 |
| 株式会社　関西みらい銀行 | 300,000千円 |
| 株式会社　商工組合中央金庫 | 225,000千円 |
| 東銀リース　株式会社 | 200,000千円 |

## ２．会社の株式に関する事項

**株式の状況（2023年３月31日現在）**

（１）　発行可能株式総数　34,201,600株
（２）　発行済株式の総数　8,550,400株
（３）　株主数　14,942名
（４）　１単元の株式数　100株
（５）　大株主（上位10名）

| 株　主　名 | 持株数（千株） | 持株比率（%） |
|---|---|---|
| チムニー株式会社 | 954 | 11.8% |
| アサヒビール株式会社 | 611 | 7.6% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 345 | 4.2% |
| ＳＭＢＣ日興証券株式会社 | 168 | 2.0% |
| 株式会社三井住友銀行 | 160 | 1.9% |
| 谷　垣　　雅　之 | 141 | 1.7% |
| 株式会社中野外食サプライ | 110 | 1.3% |
| 楽天証券株式会社 | 76 | 0.9% |
| 株式会社日本カストディ銀行 | 76 | 0.9% |
| 伊藤忠食品株式会社 | 68 | 0.8% |

（注）　１．持株比率は自己株式（522,130 株）を控除して計算しております。
　　２．表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## ３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## ４．会社役員に関する事項

### （１）取締役及び監査役の状況（2023年３月31日現在）

| 地　　位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 加　藤　洋　嗣 | |
| 取　締　役 | 熨　斗　和　之 | 商品本部長兼商品営業部部長兼マルケン営業部部長 |
| 取　締　役 | 持　永　政　人 | 摂南大学副学長<br>摂南大学経済学部　教授 |
| 取　締　役 | 山　内　英　靖 | 株式会社やまや　代表取締役会長<br>やまや関西株式会社　代表取締役社長<br>やまや東日本株式会社　代表取締役社長<br>やまや商流株式会社　取締役<br>チムニー株式会社　代表取締役会長<br>株式会社つぼ八　代表取締役会長 |
| 常勤監査役 | 津　呂　祐　次 | |
| 監　査　役 | 岩　田　　潤 | 公認会計士<br>税理士<br>岩田公認会計士事務所　所長<br>ＢＴＪ税理士法人　代表社員<br>株式会社ドーン　取締役<br>アトラグループ株式会社　社外取締役監査等委員 |
| 仮 監 査 役 | 妻　鹿　　直　人 | 弁護士<br>ポプラ法律事務所　代表 |

（注）１．監査役田浦清氏は2023年２月28日付で辞任により監査役を退任いたしました。
２．取締役持永政人氏及び同山内英靖氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
３．監査役岩田潤氏及び仮監査役妻鹿直人氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
４．仮監査役妻鹿直人氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役岩田潤氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．社外取締役持永政人氏及び社外監査役岩田潤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。
７．社外取締役山内英靖氏は、当社の主要株主である、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
８．社外監査役岩田潤氏が兼職を務める当該他の法人等と当社との間には、特別の利害関係はありません。

### （２）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める額を責任の限度としております。

### （３）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる任務懈怠責任等による損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約被保険者は、当社取締役及び当社監査役の他、管理職従業員も含まれており、その保険料の約１割を取締役及び監査役が負担し、残額を当社が負担しております。

### （４）取締役及び監査役の報酬等の総額

①　当事業年度に係る役員報酬等の総額等

| 区　　分 | 支　給　人　員 | 支給額（千円） |
|---|---|---|
| 取　　締　　役 | ４名 | 29,100 |
| （内　社　外　取　締　役） | （　２名　） | (7,200) |
| 監　　査　　役 | ３名 | 12,300 |
| （内　社　外　監　査　役） | （　２名　） | (6,300) |
| 合　　計 | ７名 | 41,400 |

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、1991年11月５日開催の臨時株主総会において、年額200,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。又、当該総会終結時の取締役の員数は11名であります。
３．監査役の報酬限度額は、2006年６月25日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。又、当該総会終結時の監査役の員数は４名であります。
４．取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

②　取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会が決定する権限を有しており、2021年２月12日の取締役会において決議しております。当社の取締役の報酬等は、基本報酬のみであり、その権限の内容及び裁量の範囲は、上記株主総会で決議された範囲内で、取締役会にて職位別に定められた基本額とその職務に応じて算出された職務報酬との合計額に所定の業績評価を加算した額を、毎月支払っております。

当事業年度における取締役の報酬等の決定は、取締役会が代表取締役社長加藤洋嗣に一任し、代表取締役社長が、上記方針に基づき個々の取締役の報酬を決定しております。尚、方針に沿って取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が、決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

監査役につきましては、監査役会にて決定した基準に従って算定しております。

③　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できる立場であると判断したためであります。

### （５）社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況は「４．会社役員に関する事項（１）取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

② 社外役員の活動状況

| 区　　分 | 氏　　名 | 主　な　活　動　状　況 |
|---|---|---|
| 取　締　役 | 持　永　政　人 | 当期開催の取締役会には14回中14回出席し、主に労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行う等、当社の業務執行に対する監督等の社外取締役に期待される役割を果たしております。 |
| 取　締　役 | 山　内　英　靖 | 当期開催の取締役会には14回中14回出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行う等、当社の業務執行に対する監督の社外取締役に期待される役割を果たしております。 |
| 監　査　役 | 田　浦　　清 | 2023年２月28日に退任するまでに開催された当期の取締役会には13回中４回、監査役会には10回中４回出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。 |
| 監　査　役 | 岩　田　　潤 | 当期開催の取締役会には14回中14回、監査役会には10回中10回出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。 |

## ５．会計監査人に関する事項

### （１）名　　称　ＯＡＧ監査法人

2022年６月25日開催の第50回定時株主総会において、新たにＯＡＧ監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任あずさ監査法人は退任いたしました。

### （２）報酬等の額

（単位：千円）

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額 | 17,500 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,500 |

（注）１．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第１項の同意を行っております。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。

### （３）解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項の定める項目に該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合、監査役全員一致の決議により、会計監査人を解任いたします。

又、会計監査人としての独立性、信頼性、効率性等を評価し、会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会の目的とする、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## ６．会社の体制及び方針

取締役会において決議した内容の概要は以下のとおりであります。

### （１）業務の適正を確保するための体制

#### ①　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1)　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、且つ社会的責任及び企業倫理を果たすため、行動指針としてマルシェ企業行動基準を定め全役職員に周知徹底する。

2)　企業倫理委員会を設置し、法令、定款及び社内規程の遵守状況等の確認と問題点の指摘及び改善策の提案等を行う。

3)　企業倫理を確立するための具体的施策を検討するための企業倫理委員会において、役職員に対するコンプライアンスの研修を実施すると共に、マルシェ企業行動基準の見直しを行う等、コンプライアンスの強化及び企業倫理の浸透を図る。

4)　内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役及び監査役会に対しその結果を報告する。

5)　社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持つことのない体制を整えると共に、不当要求があった場合は、人事総務部を対応窓口として警察、顧問弁護士等と連携を密に組織的に対応する。

#### ②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1)　取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）を関連資料と共に、文書管理規程その他の社内規程の定めるところに従い適切に保存し管理する。

2)　取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

### ③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1)　「リスクマネジメント基本規程」を定め、当社及び子会社の企業活動に関連する内外の様々なリスクの管理を行う。

2)　リスク管理委員会を設置し、当社及び子会社のリスクを統括、管理する。

3)　リスク管理委員会の直下に店舗事故予防委員会を設置し、店舗における事故を未然に防止する。

4)　各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスク管理委員会へ定期的にその管理状況を報告する。

### ④　取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

1)　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として月１回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項に関し迅速に的確な意思決定を行う。

2)　取締役会の決定に基づく業務執行については、各役職者の権限及び責任の明確化のため、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

### ⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)　子会社内の各組織を含めた指揮命令系統及び権限並びに報告義務を設定し、当社及び子会社全体を網羅的・統括的に管理する。

2)　子会社を管理する部署を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する。

3)　子会社を当社の内部監査室による定期的な監査の対象とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。

### ⑥　財務報告の適正性を確保するための体制

1)　経理関連規程を策定し、法令及び会計基準に従って適切な会計処理を行う。

2)　法令及び証券取引所の規則を遵守し、適正且つ適時に財務報告を行う。

3)　内部監査室は、全社的な内部統制の状況や業務プロセス等の把握、記録を通じて評価及び改善結果の報告を行う。

4)　財務報告に係る内部統制が適正に機能することを継続的に評価し、適宜改善を行う。

**⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

1)　監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の求めがあった場合には、監査役と協議のうえ、人選を行う。

2)　当該使用人の人事については、常勤監査役と事前に協議を行い、同意を得たうえで決定する。

3)　監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役もしくは監査役会に帰属するものとし、取締役及び使用人は、監査役の補助使用人に対して指揮命令権限を有しない。

4)　当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとし、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役会の同意を必要とする。

**⑧　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

1)　監査役は、監査役会が定める監査計画及び職務の分担に従い取締役会の他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

2)　取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて自己の職務執行の状況を報告する。

3)　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生又は発生する虞があるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役にその都度直ちに報告する。

4)　通報者に不利益が及ばない内部通報窓口への通報状況とその処理の状況を定期的に監査役に報告する。

5)　内部通報窓口への通報内容が監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は速やかに監査役に通知する。

**⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

⑩　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)　監査役は、内部監査室と定期的に会合を持ち、内部監査結果及び助言・勧告事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。

2)　監査役は、会計監査人とも意見交換を行い、連携且つ相互に牽制を図る。

3)　監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備し、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

①　取締役の職務執行

取締役会規則や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を14回開催し、各議案についての審議、業務執行の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

又、代表取締役社長を筆頭として、社内取締役・各執行役員・部門長が職務権限規程や業務分掌規程に従い、各事業・各エリアを統括して業務執行・監督を担い部分最適を図る一方、毎月１回、取締役の他各執行役員・部長が出席する経営委員会を通じて全体最適を図ることにより、業務執行の適正性や効率性を確保しております。

②　監査役の職務執行

監査役は、当事業年度において監査役会を10回開催し、監査役会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しております。又、取締役会及び経営委員会等重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査人との間で定期的に意見交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しております。

③　リスク管理体制

当社は、ＰＤＣＡサイクルでリスクマネジメントを実践し、事業の継続・安定的発展の確保に努めております。そのため「リスクマネジメント規程」を策定し、取締役会の直下に代表取締役社長を委員長としたリスク管理委員会を設置し、リスクの回避・低減・移転に努めております。

又、リスク管理委員会直下に、店舗事故予防を目的とした店舗事故予防委員会、メニュー表記の合法性や合理性を確保することを目的としたメニュー表示適正化委員会、及び食の安全安心確保を目的とした品質管理委員会を設置し、柔軟且つ機動的にリスク管理に努めております。

### ④　コンプライアンス

当社は、コンプライアンス推進室を設置し、当社役職員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

又、内部通報規程に基づいて報告した通報者が、報告したことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

### ⑤　内部監査

社長直轄で独立した部門として内部監査室を設置し、年間内部監査計画や社長特命の下、当社各部門の業務執行の監査及び内部統制監査を実施しております。

## （３）コーポレートガバナンス・コードへの対応

当社は、2015年６月１日以降、東京証券取引所が上場規則により適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」に対応するべく、2015年12月４日付で「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し「コーポレートガバナンスに関する報告書」を同取引所に提出いたしました。その後、更に同コードへの遵守に努めた結果等により、2021年12月27日付で本ガイドラインを一部変更し、同報告書を提出しております。

# 貸借対照表

（2023年３月31日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **流動資産** | **2,798,791** | **流動負債** | **2,720,525** |
| 現金及び預金 | 2,319,192 | 買掛金 | 337,721 |
| 売掛金 | 308,757 | 短期借入金 | 1,800,000 |
| 商品及び製品 | 33,112 | 1年内返済予定の長期借入金 | 40,000 |
| 原材料及び貯蔵品 | 26,242 | 未払金 | 247,437 |
| 前払費用 | 44,010 | 未払費用 | 342 |
| 未収入金 | 61,498 | 未払法人税等 | 33,487 |
| その他 | 8,969 | 前受金 | 3,476 |
| 貸倒引当金 | △2,991 | 預り金 | 40,247 |
| **固定資産** | **849,596** | 前受収益 | 12,621 |
| **有形固定資産** | **385,994** | 契約負債 | 9,311 |
| 建物 | 217,997 | 賞与引当金 | 1,463 |
| 構築物 | 29 | 株主優待引当金 | 53,437 |
| 工具、器具及び備品 | 18,601 | 資産除去債務 | 4,000 |
| 土地 | 149,366 | その他 | 136,978 |
| **無形固定資産** | **73,054** | **固定負債** | **865,515** |
| **投資その他の資産** | **390,546** | 長期借入金 | 385,000 |
| 投資有価証券 | 15,742 | 繰延税金負債 | 6,028 |
| 出資金 | 40 | 資産除去債務 | 105,266 |
| 長期貸付金 | 6,444 | 長期預り保証金 | 289,517 |
| 破産更生債権等 | 10,353 | その他 | 79,702 |
| 長期前払費用 | 10,803 | **負債合計** | **3,586,040** |
| 差入保証金 | 321,542 | **純資産の部** | |
| その他 | 45,451 | **株主資本** | **56,186** |
| 貸倒引当金 | △19,830 | **資本金** | **100,000** |
| **資産合計** | **3,648,387** | **資本剰余金** | **3,029,920** |
| | | 資本準備金 | 816,726 |
| | | その他資本剰余金 | 2,213,193 |
| | | **利益剰余金** | **△2,620,346** |
| | | 繰越利益剰余金 | △2,620,346 |
| | | **自己株式** | **△453,386** |
| | | **評価・換算差額等** | **6,159** |
| | | その他有価証券評価差額金 | 6,159 |
| | | **純資産合計** | **62,346** |
| | | **負債・純資産合計** | **3,648,387** |

# 損　益　計　算　書

（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **4,614,959** |
| **売上原価** | | **1,829,418** |
| **売上総利益** | | **2,785,540** |
| **販売費及び一般管理費** | | **3,173,612** |
| **営業損失** | | **388,072** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 396 | |
| 受取配当金 | 588 | |
| 受取家賃 | 9,856 | |
| 解約返戻金 | 4,384 | |
| 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 | 10,229 | |
| 賃貸収入 | 5,740 | |
| その他 | 14,131 | 45,327 |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 21,255 | |
| その他 | 7,550 | 28,806 |
| **経常損失** | | **371,551** |
| **特別利益** | | |
| 固定資産売却益 | 13,032 | |
| 資産除去債務戻入益 | 62,454 | |
| その他 | 2,400 | 77,886 |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 318 | |
| 固定資産売却損 | 13,667 | |
| 減損損失 | 241,629 | |
| 賃貸借契約解約損 | 3,160 | |
| 特別退職金 | 5,310 | 264,085 |
| **税引前当期純損失** | | **557,749** |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 32,392 |
| 法人税等調整額 | | 125 |
| **当期純損失** | | **590,267** |

## 会計監査人の会計監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月23日

マルシェ株式会社
　取締役会　御中

ＯＡＧ監査法人
大阪府吹田市
指定社員 業務執行社員　公認会計士　今井　基喜
指定社員 業務執行社員　公認会計士　橋本　公成

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、マルシェ株式会社の2022年４月１日から2023年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2023年５月15日開催の取締役会において、第三者割当によりA種種類株式を発行することを決議した。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告書

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年４月１日から2023年３月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役会の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び重要な使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運営状況等について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を受けました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及び附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役及びＯＡＧ監査法人から受けております。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　ＯＡＧ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月24日

マルシェ株式会社　　監査役会

常勤監査役　津呂　祐次　㊞

監　査　役　岩田　　潤　㊞

仮監査役　妻鹿　直人　㊞

（注）監査役 岩田潤 及び 仮監査役 妻鹿直人は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

仮監査役 妻鹿直人は、社外監査役 田浦清が体調不良により2023年２月28日付をもって辞任したため、大阪地方裁判所の決定により監査役（社外監査役）の職務を一時行う者として選任されております。

以　上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

**第１号議案**　定款一部変更の件

１．変更理由

Ａ種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてＡ種種類株式を追加し、Ａ種種類株式に関する規定を新設するものです。

２．変更内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| （発行可能株式総数）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、34,201,600株とする。 | （発行可能株式総数等）<br>第６条　当会社の発行可能株式総数は、34,201,890株とし、このうち34,201,600株を普通株式とし、290株をＡ種種類株式とする。 |
| （単元株式数）<br>第８条　当会社の単元株式数は100株とする。 | （単元株式数）<br>第８条　当会社の単元株式数は普通株式について100株、Ａ種種類株式について１株とする。 |
| （新設） | 第２章の２　Ａ種種類株式 |
| （新設） | （Ａ種優先配当金）<br>第13条の２　当会社は、剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、当該配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＡ種種類株式を有する株主（以下「Ａ種種類株主」という。）又はＡ種種類株式の登録株式質権者（以下「Ａ種種類登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種種類株式の１株あたりの払込金額1,000,000円（以下「Ａ種配当基準額」という。）に対し、Ａ種優先配当年率を８％として、当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、１か月未満の期間については年365日の日割計算）により算出される額の配当をする（以下「Ａ種優先配当」という。）。但し、既に当該事業年度に属する日を基準日とするＡ種優先配当を行ったときは、かかる配当済みのＡ種優先配当の累積額を控除した額をＡ種優先配当として支払う。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| | ２　Ａ種種類株式の発行された事業年度以降のある事業年度におけるＡ種種類株式１株あたりの剰余金の配当の額がＡ種優先配当基準額にＡ種優先配当率８％を乗じた額（以下「Ａ種優先配当金」という。）に達しないときは、Ａ種種類株式１株あたりの不足額（以下「Ａ種累積未払配当金」という。）は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率８％で１年毎の複利計算により累積する。当会社は、Ａ種累積未払配当金がある場合に剰余金の配当を行うとき（配当財産の種類を問わない。）は、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、第１項に基づくＡ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対する剰余金の配当及び普通株主又は普通登録株式質権者に対する剰余金の配当に先立ち、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種累積未払配当金を剰余金の配当として支払う。<br>３　当会社は、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、第１項及び第２項に基づく剰余金の配当以外に剰余金の配当を行わない。<br>４　Ａ種配当基準額は、次に定めるところに従い調整する。<br>①Ａ種種類株式の株式分割又は株式併合が行われたときは、Ａ種配当基準額は、次のとおり調整する。尚、次の算式中の「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後のＡ種種類株式の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前のＡ種種類株式の発行済株式総数で除した数をいう。<br>$\text{調整後 Ａ種配当基準額} = \text{調整前 Ａ種配当基準額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$<br>②Ａ種種類株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、Ａ種配当基準額は、次のとおり調整する。尚、次の算式中の「既発行Ａ種種類株式の数」とは、当該発行又は処分の時点におけるＡ種種類株式の発行済株式総数から当会社が保有する自己株式（Ａ種種類株式に限る。）の数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、次の算式中の「新発行Ａ種種類株式」は、「処分する自己株式（Ａ種種類株式に限る。）」と読み替えるものとする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| | 調整後A種配当基準額 ＝ $\dfrac{\text{既発行A種種類株式の数} \times \text{調整前A種配当基準額} + \text{新発行A種種類株式の数} \times \text{新発行A種1株あたりの払込金額}}{\text{既発行A種種類株式の数} + \text{新発行A種種類株式の数}}$<br><br>③①及び②に基づく調整後A種配当基準額の算出において発生する１円未満の端数は、四捨五入するものとする。 |
| （新設） | （残余財産の分配）<br>第13条の３　当会社は、残余財産の分配をするときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種種類株式１株につき、次の①乃至③を合計した額（以下「A種残余財産分配額」という。）を残余財産の分配として支払う。<br>①A種配当基準額（１円未満の端数は、四捨五入するものとする。）<br>②A種累積未払配当金<br>③残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にA種優先配当額（A種配当基準額に８％を乗じて得られる額をいう。）の額を乗じた金額を365で除して得られる額（１円未満の端数は、四捨五入するものとする。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において、既に当該事業年度に属する日を基準日とするA種優先配当を行ったときは、その額を控除した額とする。<br><br>２　当会社は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対して、A種残余財産分配額を超えて残余財産の分配を行わない。 |
| （新設） | （議決権）<br>第13条の４　A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、全ての株主を構成員とする株主総会において議決権を有しないものとし、A種種類株主を構成員とする種類株主総会において、A種種類株式１株につき１個の議決権を有する。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新設） | （金銭を対価とする償還請求権）<br>第13条の５　Ａ種種類株主は、いつでも、当会社に対して金銭の交付と引換えに、その保有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし（以下「金銭対価取得請求」という。）、当会社は、当該Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、Ａ種種類株主が取得の請求をしたＡ種種類株式を取得するのと引換えに、Ａ種種類株式１株につき、下記第２項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。<br><br>２　金銭対価取得請求が行われた場合におけるＡ種種類株式１株あたりの取得対価は、Ａ種配当基準額に、金銭対価取得請求がなされた日におけるＡ種種類株式１株あたりのＡ種累積未払配当金及びＡ種経過優先配当金相当額（第13条の３第１項③に準じて算定される。）を加えた金額とする。 |
| （新設） | （普通株式を対価とする取得請求権）<br>第13条の６　Ａ種種類株主は、いつでも、当会社に対して当会社の普通株式の交付と引換えに、その保有するＡ種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、当該Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、Ａ種種類株主が取得の請求をしたＡ種種類株式を取得するのと引換えに、下記(1)において定める数の当会社の普通株式を交付するものとする。<br><br>(1)　Ａ種種類株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数<br>(a)　Ａ種種類株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。<br><br>取得と引換えに交付すべき普通株式の数 ＝ （Ａ種種類株主が取得の請求をしたＡ種種類株式の払込金額の総額）／取得価額<br><br>(b)　Ａ種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第３項に定める金銭の交付はしないものとする。<br><br>(2)　取得価額<br>Ａ種種類株式の取得価額は、2023年７月31日における時価の90％（円単位未満小数第１位まで算出し、その少数第１位を切り捨てる。）に相当する金額とする。但し、当該金額が73円を下回る場合には、Ａ種種類株式の取得価額は73円とする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| | 上記「2023年７月31日における時価」とは、2023年７月31日（当日を含まない。）に先立つ５連続取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に相当する金額とする。<br>(3) 取得価額の調整<br>(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。<br>①普通株式につき株式分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。尚、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「株式無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「株式無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。<br>$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \dfrac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$<br>調整後の取得価額は、株式分割又は株式無償割当ての効力が生ずる日をもって、これを適用する。<br>②普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって、次の算式により取得価額を調整する。<br>$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \dfrac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$<br>③時価を下回る金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、当会社が株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。）の取得と引換えに普通株式を交付する場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、これを適用する。尚、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式」は「処分する当会社が保有する普通株式」、「当会社が保有する株式」は「処分前において当会社が保有する普通株式」とそれぞれ読み替える。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| | 調整後取得価額 ＝ 調整前取得価額 × $\dfrac{\text{（発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）} + \dfrac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{（発行済普通株式の数－当会社が保有する普通株式の数）＋新たに発行する普通株式の数}}$<br>④当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。）（株式無償割当ての場合にはその効力が生じる日）に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株あたりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、又、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。<br>⑤行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式１株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の合計額が時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行又は処分する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日（新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日）に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「１株あたりの払込金額」として普通株式１株あたりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される金銭又は財産の普通株式１株あたりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、又、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、これを適用する。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| | (b) 上記(a)に掲げた事由による他、下記①及び②のいずれに該当する場合には、当会社はＡ種種類株主及び、Ａ種種類登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。<br>①合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、株式交付、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。<br>②前①の他、普通株式の発行済株式総数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。<br>(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円単位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。<br>(d) 取得価額調整式において使用する普通株式１株あたりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の終値の単純平均値（終値のない日数を除く。円単位未満小数第１位まで算出し、その小数点以下第１位を切り捨てる。）とする。<br>(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。<br><br>(4) 取得請求受付場所<br>大阪市阿倍野区阪南町二丁目２０番１４号<br>マルシェ株式会社<br><br>(5) 取得請求の効力発生<br>(a) 普通株式を対価とする取得請求権を行使しようとする場合、当会社が定める様式による行使請求書に、その行使に係るＡ種種類株式の数並びに当該行使の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、これを本項第４号に定める取得請求受付場所に提出しなければならない。<br>(b) 普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力は、行使に必要な書類の全部が本項第４号に定める取得請求受付場所に到達した日に発生する。 |
| （新設） | （普通株式の交付方法）<br>第13条の７　当会社は、普通株式を対価とする取得請求権の行使の効力発生後において、当該行使に係るＡ種種類株主が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新設） | （金銭を対価とする取得条項）<br>第13条の８　当会社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、Ａ種種類株式の全部を取得することができるものとし、当会社は、Ａ種種類株式を取得するのと引換えに、当該Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、Ａ種種類株式１株につき、下記第２項において定める取得対価に相当する額の金銭を交付するものとする。この場合、当会社は、当該取締役会の30日前までに、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対して、Ａ種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているＡ種種類株式の数を通知する。<br>２　金銭を対価とする取得条項が行使された場合におけるＡ種種類株式１株あたりの取得対価は、Ａ種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるＡ種種類株式１株あたりのＡ種累積未払配当金及びＡ種経過優先配当金相当額（第13条の３第１項③に準じて算定される。）を加えた金額とする。 |
| （新設） | （株式の併合又は分割等）<br>第13条の９　当会社は、株式の併合若しくは分割をするとき、株主に募集株式若しくは募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えるとき、又は株式無償割当て若しくは新株予約権無償割当てをするときは、Ａ種種類株式につき、普通株式と同時に同一の割合でこれを行う。 |
| （新設） | （種類株主総会への準用）<br>第13条の10　第３章の規定（株主総会に係る規定）は、種類株主総会について準用する。 |

**第２号議案**　第三者割当によるＡ種種類株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記１．に記載の理由により、下記２．に記載の内容にて、近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合（以下「本割当予定先」といいます。）に対する第三者割当による募集株式（以下「Ａ種種類株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。尚、本割当予定先によるＡ種種類株式に係る払込みは、本株主総会において、第１号議案から第３号議案が原案どおり承認可決されること等を条件としております。

１．募集の目的及び理由

（１）募集に至る経緯及び目的

当社は2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で人々の行動及び生活様式が大きく変化したことにより、外食事業の需要が激減し、更に新型コロナウイルス感染症拡大の影響による緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置等を受け、酒類の提供の制限や一部店舗では臨時休業や営業時間短縮を余儀なくされました。又、ソーシャルディスタンス等の感染拡大防止対策による客席数の減少に加えて、消費者の会食自粛の継続や在宅勤務の継続等の消費者の行動変化に伴う売上機会損失が発生し、業績に甚大な影響を受けております。

これらの影響により、当社の2023年３月期の業績は売上高46億14百万円（前年同期比75.6％増）、営業損失は３億88百万円、経常損失は３億71百万円、当期純損失は５億90百万円と多額の損失を計上しております。その影響により、2023年３月期事業年度における純資産は62百万円（前期末比５億87百万円減）となり、会社存続に重大な影響を及ぼす可能性のある水準にまで達しました。

そのため、当社としては、更なるコスト圧縮等の施策及びアフターコロナを見据えた成長戦略を推進し、今後も相当期間見込まれる新型コロナウイルス感染症の影響に耐えうる財務体質を築くためには資本性資金の調達が必要であるとの結論に至りました。

このような状況の中、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化した事業者の復興及び事業再生等を目的として組成された本割当予定先に対して、本第三者割当増資についての打診をいたしました。当社としては、当社の直面している状況と本割当予定先の出資目的が合致しており、その支援を通じて新たな事業計画を推進していくことが当社の中長期的な企業価値向上に寄与するものと考え、本割当予定先を選定いたしました。

（２）本第三者割当増資により資金調達を実施する理由

前記「（１）募集に至る経緯及び目的」に記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を大きく受け自己資本が大幅に減少している当社の財政財務状況に鑑みると、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達ではなく、資本性資金の調達により自己資本の増強を図ることが喫緊の課題であると共に、既存株主の皆様の利益保護の観点からは希薄化を回避することも重要な考慮要素であると考えました。

資金調達方法に関して、普通株式の発行については、資本性資金の確保という目的には資するものの、普通株式の希薄化及び議決権割合の変化が直ちに生じ、既存株主の皆様の保有する株式価値及び当社の事業運営に影響を与えることも懸念されることから、当社にとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断いたしました。

本種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、本種類株式の株主（以下「本種類株主」といいます。）による普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。普通株式を対価とする取得請求時の取得価額（以下「本取得価額」といいます。）は、本種類株式の本払込期日である2023年７月31日に先立つ（同日を含みません。）５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の本終値単純平均の90％（円単位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てます。以下同じです。）に相当する金額とされておりますが、本決議日に先立つ（同日を含みません。）５連続取引日の本終値単純平均である430円の90％に相当する金額である387円に基づいて試算を行った場合、本種類株式の全てについて取得請求がなされたとすると、議決権数7,493個の普通株式が交付されることとなり、2023年３月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である80,217個に対する割合は約9.3％となります。

尚、本決議日から本取得価額が決定する日までの間に当社普通株式の株価が下落した場合には、更なる希薄化が生じる可能性がありますが、本割当予定先との間で協議及び交渉を行った結果、本引受契約上、本割当予定先による本種類株式に係る払込みは、本払込期日に先立つ（同日を含みません。）５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の本終値単純平均が82円（その場合の本取得価額は、その90％に相当する金額である73円となります。）を下回らないことを、その条件とすることといたしました。

当該本終値単純平均である82円は、本決議日に先立つ（同日を含みません。）５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の本終値単純平均の430円を大きく下回っています。本割当予定先との間の協議及び交渉において、当社は、既存株主の皆様の利益保護の観点から、希薄化率25％未満となる本取得価額の下限の設定を求めましたが、本割当予定先からは、当社普通株式の株価が下落し本取得価額を下回ることになった場合の投資上のリスクを最大限回避するべく、有価証券上場規程（東京証券取引所）に定める上場廃止基準（以下「上場廃止基準」といいます。）である希薄化率300％を超えない最下限となる13円を本取得価額の下限とすることを求められました。当社は、取得請求権の行使による普通株式の増加による希薄化を極力抑制する

ため、本引受契約により、2024年７月31日が経過するまで、本割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使できるのは、下記（※）のいずれかの事由が発生した場合に限定されることを確保すると共に、本割当予定先との間の協議及び交渉の結果、本種類株式の全てについて取得請求がなされた場合に交付される普通株式に係る議決権数の、当該取得請求がなされた後の当社の発行済普通株式に係る議決権総数（2023年３月31日現在の株主名簿を基準とします。）に対する割合が３分の１を超えない水準である約33.1％にとどまるよう、当社普通株式の本終値単純平均が82円（その場合の本取得価額は、その90％に相当する金額である73円となります。）を下回らないことを、本割当予定先による本種類株式に係る払込みの条件とすることで合意いたしました。この場合、本種類株式の全てについて取得請求がなされたとすると、議決権数39,726個の普通株式が交付されることとなり、2023年３月31日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である80,217個に対する割合は約49.5％となります。

上記のとおり、本種類株主の取得請求により普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、株式の希薄化を一定程度防止することが可能な設計となっていることや、当社が直面している経営環境への迅速な対応及び財務体質の抜本的な改善が可能となること等から、当社にとって最適な資金調達方法であると判断いたしました。

（※）本割当予定先が普通株式を対価とする本種類株式の取得請求権を行使できるのは、以下のいずれかの事由が発生した場合に限定されています。

① 当社が本引受契約に違反した場合（但し、軽微なものは除く。）

② 当社による表明及び保証が真実又は正確でなかった場合（但し、軽微なものは除く。）

③ 粉飾決算（多額の架空売上の計上、債務の隠蔽等）があった場合、その他重大な法令違反が生じた場合

④ 当社が以下のいずれかの場合に該当した場合

(a) 2025年３月期以降の各決算期末において法令上の分配可能額がその時点のＡ種種類株式の償還価額（未償還のＡ種種類株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合

(b) 2025年３月期以降の各決算期末において、前決算期及び当決算期の営業利益が２期連続してゼロ円未満となった場合

(c) 2025年３月期以降の各決算期末において、前決算期末及び当決算期末の純資産額が２期連続してゼロ円未満となった場合

(d) 2025年３月期以降の各決算期末において、純資産額が前決算期末の純資産額の90％未満（前決算期末の純資産額が正値の場合）となった場合

(e) 発行会社の普通株式が上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合

(f) 発行会社の普通株式に関して、東京証券取引所スタンダード市場（但し、発行会社が東京証券取引所の別の市場区分に移行した場合は移行後の市場区分とする。以下同じ。）の上場維持基準に適合していない状態が生じ、且つ、有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）において定められる改善期間の残存期間が１年以下の場合

⑤ チムニー株式会社が保有する発行会社の普通株式の議決権割合が10％を下回った場合（但し、潜在株式に係る議決権は考慮しないものとする。）

⑥ 当社の取締役会が支配権移転取引（以下のいずれかの取引をいい、(a)又は(d)の場合は第三者が当社の議決権を総議決権の50％を超えて保有することとなる取引をいいます。）を承認した場合

(a) 当社の株式等の発行又は処分

(b) 当社が消滅会社となる合併

(c) 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転

(d) 当社が株式交付子会社となる株式交付

(e) 当社の事業の全部若しくは実質的な全部の譲渡又は会社分割による他の会社（発行会社が支配権を有する会社は除く。）への承継

⑦ 第三者による当社の株式に対する公開買付けが公表された場合

⑧ 2024年７月31日が経過した場合

（３） Ａ種種類株式の概要

① 優先配当

Ａ種種類株式の優先配当率は年8.0％に設定されており、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者は、普通株主又は普通登録株式質権者に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者への優先配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。Ａ種種類株式は非参加型であり、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者は当該優先配当に加え、普通配当を受け取ることはできません。

② 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

Ａ種種類株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続きを経て、当社に対して金銭を対価としてＡ種種類株式を取得することを請求（以下「償還請求」といいます。）することができます。この場合、当社は、Ａ種種類株式１株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」といいます。）における会社法第461条第２項所定の分配可能額を限度として、当該効力が生じる日に、当該Ａ種種類株主に対して、Ａ種種類株式の１株あたりの払込金額1,000,000円（以下「Ａ種配当基準額」といいます。）に、償還請求日におけるＡ種種類株式１株あたりのＡ種累積未払配当金及びＡ種経過優先配当金相当額を加えた金額を交付するものとされております。

但し、本引受契約において、本割当予定先は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、当該取得請求権を行使できます。

(a) 当社が本引受契約に違反した場合（但し、軽微なものは除く。）

(b) 当社による表明及び保証が真実又は正確でなかった場合（但し、軽微なものは除く。）

(c) 粉飾決算（多額の架空売上の計上、債務の隠蔽等）があった場合、その他重大な法令違反が生じた場合

(d) 当社が以下のいずれかの場合に該当した場合

（ア） 2025年３月期以降の各決算期末において法令上の分配可能額がその時点のＡ種種類株式の償還価額（未償還のＡ種種類株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合

（イ） 2025年３月期以降の各決算期末において、前決算期及び当決算期の営業利益が２期連続してゼロ円未満となった場合

（ウ） 2025年３月期以降の各決算期末において、前決算期末及び当決算期末の純資産額が２期連続してゼロ円未満となった場合

（エ） 2025年３月期以降の各決算期末において、純資産額が前決算期末の純資産額の90％未満（前決算期末の純資産額が正値の場合）となった場合

（オ） 発行会社の普通株式が上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合

（カ）発行会社の普通株式に関して、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合していない状態が生じ、且つ、有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）において定められる改善期間の残存期間が１年以下の場合
（e）チムニー株式会社が保有する発行会社の普通株式の議決権割合（但し、潜在株式に係る議決権は考慮しないものとする。）が10％を下回った場合
（f）発行会社の取締役会が支配権移転取引（以下のいずれかの取引をいい、（ア）又は（エ）の場合は第三者が発行会社の議決権を総議決権の50％を超えて保有することとなる取引をいいます。）を承認した場合
（ア）当社の株式等の発行又は処分
（イ）当社が消滅会社となる合併
（ウ）当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転
（エ）当社が株式交付子会社となる株式交付
（オ）当社の事業の全部若しくは実質的な全部の譲渡又は会社分割による他の会社（発行会社が支配権を有する会社は除く。）への承継
（g）第三者による当社の株式に対する公開買付けが公表された場合
（h）2028年７月31日が経過した場合

③ 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）
Ａ種種類株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続きを経て、当社に対し、普通株式と引換えに本種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は普通株式を対価として本種類株式を取得するものとされております。
但し、本引受契約において、本割当予定先は、以下のいずれかの事由が発生した場合に限り、当該取得請求権を行使できます。
（a）当社が本引受契約に違反した場合（但し、軽微なものは除く。）
（b）当社による表明及び保証が真実又は正確でなかった場合（但し、軽微なものは除く。）
（c）粉飾決算（多額の架空売上の計上、債務の隠蔽等）があった場合、その他重大な法令違反が生じた場合
（d）当社が以下のいずれかの場合に該当した場合
（ア）2025年３月期以降の各決算期末において法令上の分配可能額がその時点のＡ種種類株式の償還価額（未償還のＡ種種類株式の払込金額及び累積未払配当金額）を下回った場合
（イ）2025年３月期以降の各決算期末において、前決算期及び当決算期の営業利益が２期連続してゼロ円未満となった場合
（ウ）2025年３月期以降の各決算期末において、前決算期末及び当決算期末の純資産額が２期連続してゼロ円未満となった場合
（エ）2025年３月期以降の各決算期末において、純資産額が前決算期末の純資産額の90％未満（前決算期末の純資産額が正値の場合）となった場合

（オ）発行会社の普通株式が上場廃止基準に該当し、上場廃止決定が合理的に見込まれる場合
（カ）発行会社の普通株式に関して、東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に適合していない状態が生じ、且つ、有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）において定められる改善期間の残存期間が１年以下の場合
(e) チムニー株式会社が保有する発行会社の普通株式の議決権割合（但し、潜在株式に係る議決権は考慮しないものとする。）が10％を下回った場合
(f) 発行会社の取締役会が支配権移転取引（以下のいずれかの取引をいい、（ア）又は（エ）の場合は第三者が発行会社の議決権を総議決権の50％を超えて保有する取引をいう。）を承認した場合
（ア）当社の株式等の発行又は処分
（イ）当社が消滅会社となる合併
（ウ）当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転
（エ）当社が株式交付子会社となる株式交付
（オ）当社の事業の全部若しくは実質的な全部の譲渡又は会社分割による他の会社（発行会社が支配権を有する会社は除く。）への承継
(g) 第三者による当社の株式に対する公開買付けが公表された場合
(h) 2024年７月31日が経過した場合

④ 金銭を対価とする取得条項（強制償還）
当社は、いつでも、取締役会が別に定める日の到来をもって、Ａ種種類株式の全部を取得することができるものとし、当社は、Ａ種種類株式を取得するのと引換えに、当該Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対し、Ａ種種類株式１株につき、Ａ種配当基準額に、金銭を対価とする取得条項が行使された日におけるＡ種種類株式１株当たりのＡ種累積未払配当金及びＡ種経過優先配当金相当額を加えた金額を交付するものとされております。この場合、当社は、当該取締役会の開催日の30日前までに、Ａ種種類株主又はＡ種種類登録株式質権者に対して、Ａ種種類株式の取得を予定している旨及び取得を予定しているＡ種種類株式の数を通知するものとされております。

⑤ 議決権
本種類株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における議決権が付与されておりません。

⑥ 譲渡制限
発行要項上、Ａ種種類株式には譲渡制限は付されておりませんが、本引受契約上、クロージング日から2024年７月31日までの間は、当社の書面による事前の同意を得た場合を除き、第三者への譲渡をしないものとされております。

（４）払込金額の算定根拠及びその具体的内容
　当社は、本種類株式の価値に影響を与える一定の前提を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案のうえ、下記価値分析結果も参考に、本割当予定先との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、本種類株式の払込金額について１株あたり1,000,000円と決定いたしました。かかる払込金額については、下記本算定報告書において示された算定結果と近似しており、資本の増強と財務基盤の安定化に必要な資金が本種類株式の発行による第三者割当増資により確保できる見込であること、当社の置かれた事業環境及び財務状況、当社の株価水準、必要となる資金の規模、並びに本種類株式の内容に係る経済的条件に関する本割当予定先との協議状況等を総合的に勘案し、本種類株式の払込金額には合理性があるものと判断しております。尚、当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区赤坂一丁目１番８号、代表者：黒崎　知岳）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して本種類株式の価値分析を依頼したうえで、赤坂国際会計より、本種類株式の算定報告書（以下「本算定報告書」といいます。）を取得しております。赤坂国際会計は、本種類株式の発行要項、本引受契約の内容及び一定の前提（本種類株式の転換価額、本割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権又は本割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、当初普通株式の株価（評価基準日である2023年５月12日における東京証券取引所における当社株式の終値434円）、株価変動性（ボラティリティ）20％、無リスク利子率0.0％、リスクプレミアム19％～26％及び当社の財務状況等）を総合的に考慮し、一般的な価値算定モデルである二項モデルによる評価手法を採用して、2023年５月12日を評価基準日として本種類株式の価値分析を実施しております。
　本算定書における本種類株式の価値分析結果
　１株あたり955千円～1,030千円
　当社は、本割当予定先との間で、本種類株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、本種類株式の発行条件を検討いたしましたが、本種類株式には客観的な市場価額がなく、又、種類株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ること等を総合的に判断し本定時株主総会で、会社法第199条第２項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、本種類株式を発行することといたしました。

（５）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠
　当社は、本優先株式を290株発行することにより、総額290,000,000円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。
　又、その根拠につきましては、前記「（２）本第三者割当増資により資金調達を実施する理由」に記載のとおりです。

２．募集の概要

| | | |
|---|---|---|
| （１） | 払込期日 | 2023年７月31日 |
| （２） | 発行新株式数 | Ａ種種類株式290株 |
| （３） | 発行価額 | １株につき1,000,000円 |
| （４） | 増加する資本金の額 | 145,000,000円（１株につき500,000円） |
| （５） | 増加する資本準備金の額 | 145,000,000円（１株につき500,000円） |
| （６） | 調達資金の額 | 290,000,000円 |
| （７） | 募集又は割当方法（割当予定先） | 第三者割当の方法により近畿中部広域復興支援投資事業有限責任組合にＡ種種類株式290株を割り当てます。 |
| （８） | その他 | 詳細は第１号議案をご参照ください。<br><br>本第三者割当増資は、本定時株主総会において、本第三者割当増資、及び本定款変更に係る各議案の承認が得られることを条件としております。また、本引受契約上、本割当予定先による本種類株式に係る払込みは、本定時株主総会において、本第三者割当増資、本定款変更、及び本資本金等の額の減少に係る各議案の承認が得られること、並びに本払込期日である2023年７月31日に先立つ（同日を含みません。）５連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の本終値単純平均が82円を下回らないことを条件としております。 |

**第３号議案**　資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき、次のとおり資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えること（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）をお願いするものであります。

尚、本資本金等の額の減少については、第２号議案が原案どおり承認可決され、本第三者割当増資の効力が生じることを条件としております。

１．減少すべき資本金の額

資本金の額245,000,000円を145,000,000円減少して、100,000,000円とする。

２．減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額961,726,356円を961,726,356円減少して、０円とする。

３．本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第１項及び第448条第１項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行ったうえで、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

４．剰余金の処分の内容

その他資本剰余金3,319,920,000円を2,620,346,510円減少し、繰越利益剰余金に振り替えることで、その他資本剰余金を699,573,490円、繰越利益剰余金を０円とする。

５．本資本金等の額の減少並びに剰余金の処分の効力が生ずる日

2023年７月31日

**第４号議案**　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（４名）は任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 加藤洋嗣（かとう ひろつぐ）<br>（1973年９月８日生） | 1996年４月　当社入社<br>2011年４月　当社関西八剣伝統括次長<br>2014年１月　当社執行役員（西日本営業本部関西八剣伝統括部長）<br>2014年４月　当社執行役員社長<br>2014年６月　当社代表取締役社長<br>2015年４月　当社代表取締役社長執行役員（関西八剣伝事業部長）<br>2015年４月　当社代表取締役社長執行役員<br>2015年６月　当社代表取締役社長<br>2022年４月　当社代表取締役社長（営業本部長）<br>2023年４月　当社代表取締役社長　現任 | 10,500株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>加藤洋嗣氏は、店舗運営、営業部門についての豊富な業務経験と幅広い知見を有しており、現在は代表取締役として当社全体を指揮しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | |
| 2 | 熨斗和之（のし かずゆき）<br>（1966年６月14日生） | 1987年４月　当社入社<br>2000年４月　当社福岡支店長<br>2002年４月　当社八剣伝FC部次長<br>2007年４月　当社名古屋支店支店長<br>2011年４月　当社酔虎伝部次長<br>2016年４月　当社メニュー開発部長<br>2017年４月　当社執行役員（メニュー開発部長）<br>2019年４月　当社執行役員（商品本部長兼社長補佐）<br>2020年６月　当社取締役（商品本部長兼新業態開発部長）<br>2021年４月　当社取締役（商品本部長兼メニュー開発部長）<br>2022年４月　当社取締役（商品本部長兼商品営業部部長兼マルケン営業部部長）<br>2023年４月　当社取締役（開発部長）　現任 | 9,900株 |
| | 【取締役候補者とした理由】<br>熨斗和之氏は、1987年の当社入社以来、長年にわたり営業部門にて当社を牽引し、業態開発や商品部門等、当社事業に幅広く精通しております。今後も当社の持続的な成長と企業価値の向上に資する人材と判断したため、引続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | |

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名<br>（生年月日）</th><th>略歴、当社における地位、担当<br>（重要な兼職の状況）</th><th>所有する当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>持永政人（もちながまさひと）<br>（1956年９月２日生）</td><td>2002年４月　藤田観光株式会社　人事部長<br>2003年３月　東京ベイ有明ワシントンホテル総支配人<br>2006年３月　フォーシーズンズホテル<br>椿山荘東京　総支配人<br>2010年４月　摂南大学経済学部　教授　現任<br>2011年６月　当社取締役　現任<br>2022年４月　摂南大学　副学長　現任</td><td>6,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>持永政人氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、労務管理、教育研修、サービス全般についての豊富な経験と幅広い知見を有しており、又、摂南大学経済学部教授であり、2022年４月より摂南大学副学長にも就任しております。客観的な立場で、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただくことを期待しているため、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4<br>※</td><td>茨田篤司（ばらだあつし）<br>（1967年１月11日生）</td><td>1989年４月　株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行<br>2013年４月　同行渋谷法人営業第三部長<br>2015年４月　同行静岡法人営業部長<br>2017年４月　同行新宿法人営業第一部長<br>2019年４月　同行理事新宿法人営業第一部長<br>2020年４月　同行理事東日本第二法人営業本部長<br>2022年５月　チムニー株式会社顧問<br>2022年６月　同社代表取締役社長　現任<br>2022年６月　株式会社つぼ八取締役　現任</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】<br>茨田篤司氏は、長年にわたって培われた金融機関の実務経験に基づき客観的な見地から意見･提言をいただくこと、又、チムニー株式会社の代表取締役を務められており、当社の経営全般に助言を頂戴することにより持続的な成長と企業価値の向上に寄与していただくことを期待しているため、社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

（注）１．※は新任の取締役候補者であります。
２．茨田篤司氏は、当社の主要株主である、資本・業務提携先のチムニー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社は、チムニー株式会社と資本・業務提携に関する基本合意書を締結しております。
３．その他の取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
４．持永政人氏及び茨田篤司氏は社外取締役候補者であります。

5．持永政人氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年であります。尚、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
6．当社は、持永政人氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、持永政人氏の再任が承認された場合には、同氏との当該契約を継続する予定であります。
7．当社は、茨田篤司氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額として締結する予定であります。
8．当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、各候補者が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。尚、当該保険契約の内容の概要等につきましては、事業報告17頁をご参照ください。又、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

**第５号議案**　監査役２名選任の件

監査役田浦清氏は2023年２月28日付をもって辞任され、又、監査役津呂祐次氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

尚、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） | 所有する当社株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 ※ | 早川秀治（はやかわ ひではる）（1966年２月27日生） | 1988年４月　当社入社総務部付<br>1993年７月　当社財経部係長<br>1999年４月　当社内部監査室課長<br>2007年１月　当社内部監査室シニアマネジャー<br>2017年４月　当社財経部次長<br>2018年４月　当社内部監査室次長　現任 | — |
| | 【監査役候補者とした理由】<br>早川秀治氏は、1988年の当社入社以来、当社の財経部門及び内部統制をはじめとした管理部門において要職を歴任し、幅広い業務経験を有しております。これまでの豊富な経験と高い見識から、監査役に適切な人材と判断し、監査役として選任をお願いするものであります。 | | |
| 2 ※ | 妻鹿直人（めがなおと）（1971年11月26日生） | 2002年10月　弁護士登録<br>2011年４月　ポプラ法律事務所代表　現任<br>2023年３月　当社仮監査役　現任 | — |
| | 【社外監査役候補者とした理由】<br>妻鹿直人氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有していることから、その豊富な業務経験と知見を活かし、当社の監査体制の強化を期待し、当社監査役として選任をお願いするものであります。 | | |

（注）１．※は新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．妻鹿直人氏は社外監査役候補者であります。
４．妻鹿直人氏の仮監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３ヶ月であります。尚、当社は同氏を東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。
５．当社は、早川秀治氏及び妻鹿直人氏の選任が承認された場合、両氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額として締結する予定であります。
６．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる任務懈怠責任等による損害を、当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約被保険者は、当社取締役及び当社監査役の他、管理職従業員も含まれており、一部の保険料は取締役及び監査役が負担し、残額を当社が負担しております。尚、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

■会場のご案内

大阪市中央区北浜東３-14
エル・おおさか本館５階　視聴覚室
ご連絡先　06－6942－0001

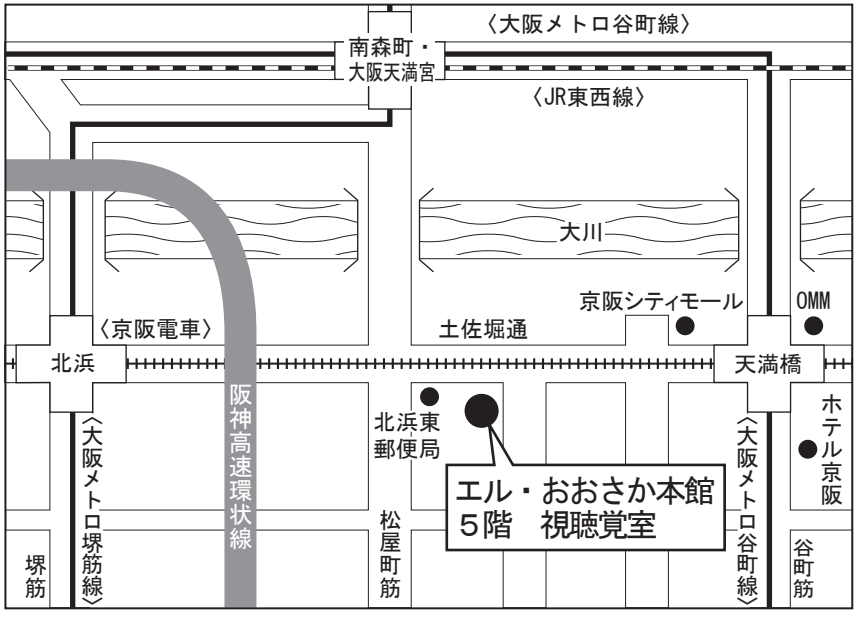


●京　阪　電　車　「天満橋駅」東改札口より
●大阪メトロ谷町線　「天満橋駅」２番出口より　西へ徒歩４分

■交通のご案内

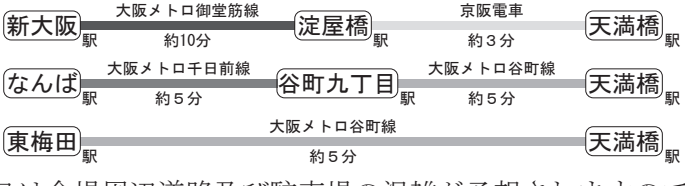


（当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。）

**当日ご出席の株主の皆様へのお土産は、予定しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。**